

令和7年度地域課題への取組み状況アンケート 「身寄りのない高齢者等への支援について」結果報告

○調査名	令和7年度地域課題への取組み状況アンケート
○調査目的	社協の事業や取組みを通じて把握している、身寄りのない高齢者等(障害者や社会的養護出身者等も含む)に関する課題やそれに対応する社協の事業や社協が把握している地域の活動等について状況を共有することを目的に実施した。
○調査期間	令和7年10月23日~12月12日
○調査対象	東京都内区市町村社会福祉協議会
○回答数	62社協/62社協(100%)
○調査項目	(1)身寄りのない高齢者等に関して把握している課題 (2)身寄りのない高齢者等に関して取り組んでいること (3)身寄りのない高齢者等に関して今後取り組めたらいいと思うこと

(1)身寄りのない高齢者等に関して把握している課題

各区市町村社協で把握している課題を聞いた結果、以下の回答が得られた。主な回答を抜粋して記載する。

●身元保証、死後事務に関すること

- ・医療機関への入院・福祉施設等への入所時における保証人、緊急連絡先になる人がいない。
- ・賃貸物件を契約する際の保証人がおらず転居先が見つからない。契約更新が断られる。
- ・死後の事務手続き(家財整理、不動産処分、火葬埋葬等)を行う人がいない。
- ・身寄りがいないことを不安に思い、終活全般の相談に来る高齢者が増えている。
- ・民間サービスも乱立しているが、身元保証等に係る法整備が為されていないため不適切と思われるものが含まれており情報提供が難しい。
- ・死後事務の一部を担う自治体もあるが、一部のみを担うため財産不足や遺族とのトラブルなどのリスクが高い。
- ・居住保証事業などの対象利用者が亡くなられたあとに解約ができない、残置物を勝手に片づけられないといった不動産側が困るケースがある。
- ・家族や親族がいても支援を受けることができない方も含めた支援。

●低所得の方に関すること

- ・財産の多寡によって自分を守るための制度利用等が左右されてしまう。
- ・経済的にゆとりのある高齢者は、専門職の紹介や専門職団体の窓口を案内し任意代理契約や死後事務委任契約等である程度カバーできるが、低所得者などが特に支援につながりにくく、取りこぼされている状況にある。
- ・生活に困窮している場合は、任意後見をはじめ、民間の身元保障会社との契約も難しく、つなぎ先、対応者に困る。

●判断能力に関すること

- ・判断能力の低下に伴い法定後見制度の利用を検討するも自身での書類作成が困難、中核機関でサポートしきれない。
- ・本人の判断能力が低下している場合の医療行為、支払い行為等に関する同意
- ・心身状況が低下した後の「住まい」「医療の希望」「金銭管理」「死後の事務」などの希望があっても、あらかじめ準備しておかないと叶えることができない。
- ・独居で認知機能、身体能力も衰え、どうしていいのかわからず生活をしている方が多い。

●障害のある方に関すること

- ・障がい者の親亡きあと問題
- ・障がいを持っている方達の高齢化と親なき後の生活や金銭管理

●契約に関するトラブル

- ・民間の高齢者等終身サポート事業の利用について、契約してみたが想定していたものと違った等による解約の相談等トラブルの相談がある。

●制度の狭間、課題の複雑化

- ・身寄りのないという定義があいまい、(親族に頼りたくない、長年疎遠、遠方に住んでいるためすぐに対応できない、高齢など状況が多様化)、なため課題が幅広く特定が難しい。
- ・生活困窮、認知症など課題が複合化し、関係機関を含め対応が遅れがち。
- ・本人が支援を拒否し、周囲が疲弊するケースがある。
- ・配食サービス等を通して、安否の確認やコミュニケーションを図っているが、実際に傷病にかかった場合、どのように対応していくのか、法人内での職員間や当法人と診療所・役場との連携やそれぞれの役割を確認できていない。
- ・現行の事業は、判断能力が低下し、かつ福祉サービスの利用援助が必要な人に限定されているが、「身寄りのない高齢者等」を対象に含めると、支援対象者の数が大幅に増えることが想定される。そのため、現行の体制では十分に対応することが難しいと考えられる。

●地域での孤立に関すること

- ・身近に相談相手がない人の増加
- ・現時点で困っていることはないが、もしも自分が倒れたときに手伝ってくれる人がいない。
- ・日常生活のちょっとした困りごとを頼れる人がいない。
- ・孤独死

●自身の今後への備えに関すること

- ・入院・入所時の身元保証人が不在であることや、自分の死後のことを不安に思う方が多いが、なかなか具体的なことを考えられている方は少ない。
- ・死後事務については、何をどこまでどうしたいのかまで考えられている方はほとんどおらず、どのように備えればいいのかを整理して決断するためには相談機関の関わりと長い時間が必要。

(2)身寄りのない高齢者等に関して取り組んでいること

(3)今後取り組めたらいいと思うこと

各区市町村社協で把握している取組みおよび今後取り組めたらいいと思うことを聞いた結果、以下の回答が得られた。

	社協名	(2)取り組んでいること	(3)今後取り組めたらいいと思うこと
1	千代田区	・社協ではエンディングノートを作成し、配布している。エンディングノートの説明や書き方についての講座等を実施している。 ・「将来に備えるサービス」の実施 ・千代田区役所所管課で居住者支援を行っている。	・(1)の課題に対応できるような取組みを現在調査中で、今後取り組んでいきたい。
2	中央区	・事業として具体的に取り組んでいることはない。 ・過去の講座、相談会等で「終活」をテーマに取り入れたことがある程度。	低所得の身寄りのない高齢者向けに取り組めることがあれば、検討していきたい。
3	港区	緊急連絡先や身元引受人が無いためにサービスや入院入所ができない。何かあった時対応できる人や後見申立てできる人を見つけることに時間がかかる。	判断力はあるが、財産が少なく生保にはならないくらいの人が使える死後事務委任等のしくみ作り。 後見人がつくまでのやむを得ない支払いや財産保全等のための緊急事務管理を行政として行えるような調整。
4	新宿区	・法人任意後見事業の一環として見守り訪問及び日常的な金銭支払支援等を行っている(任意後見契約とセットで実施)。	・国等で検討を進めている身寄りのない高齢者等への支援において、地権事業の変更も議論されているが懸念点も多い。実施する側、利用する側両方において、持続可能な制度設計のもと取組ができればと考える。また、現在行っている法人任意後見も活かした形を模索していく。
5	文京区	近くに頼れる親族がいない 70 歳以上の高齢者を対象とした終活事業(文京ユアストーリー)を実施している。ただし預託金必要。	死後の事務等、幅広い相談ができる体制づくり。
6	台東区	エンディングノートの配布、出前講座の実施(エンディングノートの説明)	終活に関する相談窓口の開設

	社協名	(2)取り組んでいること	(3)今後取り組めたらいいと思うこと
7	墨田区	自主事業として「すみだあんしんサービス」事業を行っている。元気なうちから亡くなった後までを一貫して社協が支援するサービス。(見守りサポート、任意後見サポート、エンディングサポート)	「すみだあんしんサービス」の周知、広報活動(出前勉強会や講習会)
8	江東区	おひとり様相談、ふれあいサービス	
10	目黒区	成年後見制度の区長申立ての支援を行政と連携しながら実施	身寄りのない高齢者等が今後増加することから、(1)の保証人や死後事務などの身寄りのない方が困らないような仕組みやサービスが必要となっている。
11	大田区	大田区とともに「老いじたく推進事業」を実施している。元気なうちから自身の将来に備えることができるよう、「老いじたくパンフレット」(2種類)の作成や「老いじたくセミナー」、「老いじたく講演会」、「老いじたく相談会」(個別相談)、「老いじたく合同相談会」を開催し、具体的な備えへとつなげるよう取り組んでいる。	身寄りのないことによる課題は、高齢者に限ったものではないため、40、50代のミドル世代に向けて、将来の不安に備えるための準備を行うきっかけとなるような企画を検討していく。
13	渋谷区	①「区民の権利は区民が守る」を目標に、権利擁護の意識を持った区民を増やすべく小規模単位で成年後見等の講座を行っている。また地域福祉権利擁護事業の生活支援員や区民後見人を増やし、地域で発信してもらうことで権利擁護の地域づくりを進めている。 ②意思決定支援の考え方を浸透させながらチームで困難な事例に対応できるよう、支援者や関係機関、専門職との連携を構築している。 ③児童養護施設退所後の金銭管理等の相談、及び関係機関連携	①医療機関や金融機関への普及啓発 ②リスクの早期発見ができる住民主体の組織をつくる。(まちかどガーディアン:渋谷社協による仮名称) ③何かある前の備えができるよう区民の意識の底上げを社協として取り組む

	社協名	(2)取り組んでいること	(3)今後取り組みたいと思うこと
14	中野区	あんしんサポート事業を2015年6月より実施。定期的な電話や訪問による見守りを中心に、入院時の支援や手続きの支援、一時的な金銭管理、社協が緊急連絡先になる、死後に登録していた連絡先に登録していた事柄を連絡する、葬儀の生前契約の支援などのサービスを実施している。	現在、身寄りのない単身高齢者のみを対象としているが、関係機関からは高齢者のみ世帯や、高齢の親と障害のある子どものみの世帯など対象拡大の希望があるので、検討していきたい。
15	杉並区	あんしん未来支援事業(支援可能な親族がいない高齢者や障害のある方を対象に、判断能力があるうちにいざというときの支援内容をあらかじめ決めておき、入院時等に支援を行う事業)	現時点で、身寄りの無い高齢者への取組ではないが、子どもが居ない、血縁関係者が縁遠い、などのプレシニア世代に向けて、これからの生活を考えていく”おひとり様サロン”検討している。
16	豊島区民	本会では、権利擁護支援に関する取り組みや区から受託している「終活あんしんセンター」での知見を活かし、令和6年度に高齢者等終身サポート事業をである「備えてあんしん支援事業『はれやか』」を開始した。	国や地方自治体、民間事業者、社協、地域住民がそれぞれの立場でできることに取り組み、社協はさらに各地域での横の連携・つながり作りに取り組めるとよい。
17	北区	法律職などとの連携により制度につなぐ。身元保証事業に関する注意喚起。	エンディングノートを活用した終活支援
18	荒川区	東京都の単身高齢者等総合相談支援事業に基づく終活相談支援(職員による総合相談・法律職による専門相談)の実施	低所得の方々の死後事務対応の仕組みづくり
19	板橋区	これらの相談は死亡時・死後に焦点が当てられがちですが、どう死を迎えるか(=老い方)の視点で、多様な地域活動等へのつながりづくりの仕組みを検討中です。	(2)に記載
20	練馬区	1 住まい探しの支援 2 電話、窓口での相談を受け付ける。 司法書士や弁護士等への相談の機会の提供 司法書士・弁護士等の専門職とのマッチング	1 高齢者の住宅確保に関して関係機関に課題を伝えていく。 2 入退院や死後の手続きサポートにかかる支援 社協と地域包括支援センターとの連携強化 地域の葬儀業者・家財処分業者・不動産業者等との連携

	社協名	(2)取り組んでいること	(3)今後取り組めたらいいと思うこと
21	足立区	入院時、施設入所時の保証人、死後事務を行う事業。乳酸菌飲料を手渡しし安否確認を行う事業。	入院している方の入院費支払い支援
22	葛飾区	・事前に預託金を預かり、見守りを行いながら入院・入所の支援や葬儀・埋葬、家財処分などの死後事務を行う「やすらぎ安心サポート事業」を令和6年度から実施している。また、「もしもの時」に必要な情報をご家族や大切な方に伝えられるように、終活に関する情報を社協に登録することで、もしもの時に登録情報を指定した方等にお伝えすることができる「終活情報登録事業」を令和7年度から実施している。・高齢者毎日訪問事業(独居で申し込んだ方に対し、乳酸菌飲料を毎日配達する)	・所得や資産が少ない方への支援・安否確認は、身寄りがないと緊急時の連絡に困るため、地域の方とのつながりを作ることが必要。
23	江戸川区	ひとり暮らしの方で、支援可能な親族がない高齢者の方が、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように緊急連絡先となったり、入院時の契約手続きをしたりする「おひとりさま支援事業」を実施している。	死後事務等の死後の支援
24	八王子市	身寄りのない高齢者に特化した取り組みは特にありません。	居住支援協議会との連携強化、住民への啓発等
25	立川市	地域包括支援センターより ・地域ケア推進会議の年間テーマとして設定。 ・病院のMSWや施設へのヒアリングを実施。 地域あんしんセンターより 入居支援福祉制度(住宅保証会社で保証を受けられない方で、日常生活自立支援事業利用者への入居支援)、日常生活自立支援事業、成年後見制度中核機関、法人後見事業、終活相談会	地域包括支援センターより 身元保証会社のネットワークづくりを行う。市民が不利益にならないよう環境整備を進めていく。 地域あんしんセンターより 身寄りがなくても、お金がなくても、入院入所死後事務が滞りなく行うことができる仕組みづくり。

	社協名	(2)取り組んでいること	(3)今後取り組めたらいいと思うこと
27	三鷹市	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用支援 ・保佐、補助類型の方、親族への申し立て書類作成の助言等 ・判断能力、預託金を納付できる資産状況等条件を満たした方を対象とした保証人に準じた見守り、入院入所時の手続き支援や金銭管理、火葬埋葬の手続き支援等を行う事業の実施(ご本人との契約にもとづく有償サービス「あんしんみたか支援事業」)。 ・地域福祉権利擁護事業(身体的課題等を抱える方を対象とした地権に準ずる市独自のサービスを含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用に伴う申し立て費用の助成制度拡大に向けた行政との協議 <p>(生活保護世帯を主とした首長申し立ての費用助成のみのため、本人申し立て等でも専門職へ申立書類作成依頼ができるような取り組みを市に働きかけ、利用促進につなげたい)</p>
29	府中市	<p>高齢者等居住保証事業を実施。3 か月分の家賃補助に応じる体制を取っている。</p>	<p>すぐに制度ができることでもないのに、今ある既存のものを活用し、(府中では未来ノートなど)、不安を抱えている高齢者の思いを少しでも探れたり、将来的に活用できる仕組みができるといい。</p>
30	昭島市	<ul style="list-style-type: none"> ①令和 7 年度から、月 1 回、弁護士による身寄り問題の相談日を設けた。 ②多くの人に身寄り問題を知ってもらうため啓発用のリーフレットを作成した。 ③元気なうちに、終末期における延命治療に関する自身の意思を明確に示しておくために、リビングウィルを作成した。 	<p>身寄りのない高齢者等に対する総合支援事業の立上げ。</p>
31	調布市	<p>①地域包括支援センターや CSW、SC との連携・協力が必要不可欠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①生活困窮者支援に理解・協力いただける不動産業者の開拓 ②高齢であってもできる範囲でゆるやかに就労できる機会の創出(地域の商店や企業の開拓、関係づくり)
32	町田市	<p>特になし</p>	<p>新規事業として死後事務についての検討を始めた</p>
33	小金井市	<p>ひとり暮らし高齢者に対して会食会や交流会を開催している。</p>	<p>ちょこっとボランティアのような単発のボランティアを結成する。</p>

	社協名	(2)取り組んでいること	(3)今後取り組みたいと思うこと
34	小平市	(1)見守り電話事業においては、緊急連絡先は親族でなく知人でも可としている。 (2)窓口や電話にて相談があった場合には、傾聴する。	特定の業者ではなく、士業等の職能団体との連携による定期相談会や市として認定事業所などのシステムについて検討するような場の設定など。
35	日野市	特になし。	「身寄りのない高齢者等あんしん準備フローチャート」など作って、将来のおおよその見通しが立てられるようにできるといいと思います。個別具体的な部分は、エンディングノート作成などにつなげていくとして。
36	東村山市	地域福祉権利擁護事業や地域包括支援センター等の公的サービス以外に、終活講座やエンディングノートの啓発、サロン活動支援等に取り組むが、ターゲットを絞っていない。	死後事務も含め、把握している課題の解決。
37	国分寺市	・地域課題として権利擁護地域連携ネットワーク会議にて話し合っている。 ・居住支援法人と現状の課題について意見交換を行った。 ・新日常生活自立支援事業の動向を東社協や行政、権利擁護センター運営委員会で共有している。	地域連携ネットワーク会議では多様な職種が集まって身寄り問題についても意見交換を行っている。 身寄りがいないということで入院や入所を断られるケースがあるが、身寄りがいない人の入院及び医療ガイドライン等もある中で、医療機関が身元保証として求めていることなど意見交換等をしていければと思う。
38	国立市	・行政書士会の協力で、令和7年度下半期から終活相談(月1回3枠)を実施している。 ・市が令和7年度8月から居住相談窓口(月2回各3枠)を開設しており、保証人がみつからない、ひとりでの部屋探しに自信がないなどの相談を受け付けている。	高齢者等終身サポート事業などを通じて、身寄りのない高齢者等に対して住居の賃貸借契約、医療機関・福祉施設への入院・入所時の身元保証を支援すること。
39	福生市	頻回の訪問、状況の把握、必要なサービス(介護保険、後見など)につなげて環境の改善を図る。	金銭の管理、生活を維持する方法をスピード感をもって対応出来たら良いと思う。後見人をつなげるにも時間がかかる。身寄りの無い高齢者は全般的に対応の速さの必要性を感じる。

	社協名	(2)取り組んでいること	(3)今後取り組めたらいいと思うこと
40	狛江市	判断能力の低下した方については、地域福祉権利擁護事業において福祉サービスや入退院を含む医療の利用にスムーズにつながるよう一定程度支援することができている。これまでそうした支援のなかった判断能力のある身寄りのない高齢者を対象に、福祉サービスの利用援助や入退院時の支援等を内容とする単身高齢者等支援事業を市より受託し令和7年10月より運営開始した。その他、適宜、行政・地域包括支援センター、高齢者見守り相談窓口と連携・協力のうえ、課題解決するように支援している。	身寄りのない高齢者の課題は、本人の支援者のシャドーワークになることも多く、本人ばかりでなく支援者の困難にも発展し地域課題となっている。地権事業や単身高齢者等支援事業を含め本人に必要な支援を必要なタイミングで利用できるようにすることで、こうした課題への取組としたい。
41	東大和市		・チーム支援の効果的な体制の推進、認識の共有など。
42	清瀬市	エンディングノートの協働発行、配布	
43	東久留米市	成年後見制度(任意・法定)の啓発、老い支度講座	新しい日常生活支援事業に取り組む場合の体制や仕組みづくりの検討
44	武蔵村山市	判断能力の低下があるかた:成年後見制度の利用支援 低下がないかた:NPO 法人の終身サービスの案内	資力のないかたへの終身サービス(必要だと思うが、実現については不透明)
45	多摩市	・社協独自の「高齢者あんしんサポート事業」は、65歳以上の親族のいない高齢者に対して「定期連絡・訪問サービス」を基本とし、オプションで「入院時支援サービス」「施設入所時支援サービス」「葬儀・埋葬等手続きサービス」を提供している。「葬儀・埋葬等手続きサービス」では法定相続人のいない方を限定とし、公正証書遺言の作成が必要。 ・事業の普及啓発活動。地域での説明会、パンフレット配布など。	死後事務の「家財の片づけなど」を取り組めると良いと思われる。
48	あきる野市	社協が委嘱する「ふれあい福祉委員」により声かけ・見守り活動。	地域包括支援センターとの情報共有や、成年後見制度の情報提供。
49	西東京市	・地域福祉権利擁護事業から、後見制度利用への移行、社会資源の紹介、法人後見の実施	

	社協名	(2)取り組んでいること	(3)今後取り組めたらいいと思うこと
50	瑞穂町	①エンディングノートを活用した行政書士による終活(相続・遺言等)あんしん相談を毎月1回実施 ②自立しているうちにACPや成年後見制度の説明をする	①身寄りのない高齢者等に関わる関係者がチームで支援をするためのガイドライン作成、②居住支援、③入院・入所の手続き支援、④死後事務支援、⑤成年後見人へのつなぎ支援
52	檜原村	檜原村単身高齢者等の総合相談支援事業の受託実施(司法書士による専門相談の実施など)	エンディングノートの普及啓発や「終活」に関する講演会の実施など
53	奥多摩町	地域福祉権利擁護事業の利用者については、適切なアセスメントにより身寄りがいないことが把握された場合、ケアマネジャー、相談支援事業所の相談員、事業者、民生委員などと多職種で連携し、直面している生活課題や困りごとの解決に向けて共に考え、支援を行っている。	高齢者の希望や意思をできるだけ尊重できるように、意思決定支援に関する研修等を企画し、地域の福祉関係者や対象者自身の理解を深めていくこと。
54	大島	福祉・医療関係者については、会議や日常的なやり取りを通じて情報共有できているが、他業種とはなかなか連携が進んでいなかった。 今回、島内の金融機関から相談があり、金融機関の職員向け研修を行って、「気になる高齢者がいたら、社協や包括につなぐ」といった対応をしていただけるように連携を深めることができた。 今後は他の分野や、地域の方たちとの協働をさらにすすめていきたい。	
55	利島村	サロン事業や傾聴訪問、配食サービスなど。	ケガや病気で本土の医療機関を受診する必要がある場合に、付き添いを求められると対応が難しい。これを打開するため、船(またはヘリ等)に乗って本土の医療機関に受診や入院する際に、付き添うことができるようなサービスがあると良いと感じる。本土から島に戻る際にも、同様に付き添いを要する場合がある(夜行船で9時間過ごすので、その間の支援が必要なケース)。

	社協名	(2)取り組んでいること	(3)今後取り組みたいと思うこと
56	新島村	見守りを頻回に行い、現状把握に努めている。また、必要なサービスがあった際に声かけするようにしている。	継続的な見守りと現状把握。食事の確保が難しくなると、一気に生活が難しくなるため、将来的には配食の頻度が増やせればいいと感じるが、引き受けてくれる弁当の委託業者もなく、配食する際のスタッフや経費の確保も難しい状況。
57	神津島村	移住等により「身寄りのない方」については、行政をはじめ、福祉関係者が協議し、居住支援や入院・入所への支援を行ったケースは数件ある。今後は多少なりと増える可能性があるため、福祉関係機関で随時見守り、検討課題として協議している。	高齢者の移住等による転入について、家族や身寄り等の本人に関する個人情報の聞き取りが必要であると感じており、各種福祉関係会議においても課題として取り組みたいと思っている。
58	三宅島	災害(台風・大雨)などの時に、早めに避難所へ送り届けるなど、本人が不安にならないように心がけている。	どこに誰がいて、どういうことで困っているのか社内の情報として共有していければと思っている。
59	御蔵島	継続した安否確認と三宅支庁福祉課との情報共有。	村役場と情報共有し、予めどのような支援ができるのか、また各々がどのような役割を果たすべきなのか確認する場をもちたい(が…)
61	青ヶ島村	見守り活動	ちょっとした困りごとへのヘルプ。
62	小笠原	・事業化はしていないが、相談があれば個別に対応している。	・現状、当村では行政主体で実施している。今後も行政と協力して取り組んでいきたい。